

経 済 産 業 省

20140825商局第3号

平成26年9月18日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

本解釈は、平成26年9月18日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第四1（2）ロ（ロ）b、3（1）ヲ（ホ）、6（1）リ（ニ）b及びヌ、別表第八1（2）エ（ハ）並びに2（50）イ（ヌ）bの規定の適用については、平成27年9月17日までは、なお従前の例によることができる。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（２０１３０６０５商局第３号）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				現 行			
【引込用ポリエチレン電線】				【引込用ポリエチレン電線】			
別表第一 電線および電気温床線				別表第一 電線および電気温床線			
1 電線				1 電線			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 絶縁電線（蛍光灯電線、ネオン電線及び平形導体合成樹脂絶縁電線を除く。）				(2) 絶縁電線（蛍光灯電線、ネオン電線及び平形導体合成樹脂絶縁電線を除く。）			
イ 材料及び構造				イ 材料及び構造			
(イ) 導体は、次に適合すること。				(イ) 導体は、次に適合すること。			
a 導体は、次の表に掲げるものであること。				a 導体は、次の表に掲げるものであること。			
		絶縁電線の種類				絶縁電線の種類	
ゴム絶縁電線		600V ゴム絶縁電線	(略)	ゴム絶縁電線		600V ゴム絶縁電線	(略)
		その他のゴム絶縁電線	(略)			その他のゴム絶縁電線	(略)
合成樹脂絶縁電線	ビニル絶縁電線	600V ビニル絶縁電線	(略)	合成樹脂絶縁電線	ビニル絶縁電線	600V ビニル絶縁電線	(略)
		屋外用ビニル絶縁電線	(略)			屋外用ビニル絶縁電線	(略)
		引込用ビニル絶縁電線	(略)			引込用ビニル絶縁電線	(略)
		その他のビニル	(略)			その他のビニル	(略)

			絶縁電線					絶縁電線	
		ポリエチレン絶縁電線	600V ポリエチレン絶縁電線	附表第一に適合する軟銅線であって直径が0.8mm以上5mm以下のもの、附表第二に適合する硬銅線であって直径が0.8mm以上5mm以下のもの、附表第三に適合する半硬アルミ線であって直径が2.3mm以上5mm以下のもの若しくは硬アルミ線であって直径が2.0mm以上5mm以下のもの、附表第四に適合する軟銅同心より線であって断面積が0.9mm²以上のもの、附表第五に適合する硬銅同心より線であって断面積が0.9mm²以上のもの又は附表第六に適合する半硬アルミ同心より線若しくは硬アルミ同心より線であって断面積が14mm²以上のもの			ポリエチレン絶縁電線	600V ポリエチレン絶縁電線	附表第一に適合する軟銅線であって直径が0.8mm以上5mm以下のもの、附表第二に適合する硬銅線であって直径が0.8mm以上5mm以下のもの、附表第三に適合する半硬アルミ線であって直径が2.3mm以上5mm以下のもの若しくは硬アルミ線であって直径が2.0mm以上5mm以下のもの、附表第四に適合する軟銅同心より線であって断面積が0.9mm²以上のもの、附表第五に適合する硬銅同心より線であって断面積が0.9mm²以上のもの又は附表第六に適合する半硬アルミ同心より線若しくは硬アルミ同心より線であって断面積が14mm²以上のもの
			引込用ポリエチレン絶縁電線	附表第二に適合する硬銅線であって直径が2mm以上5mm以下のもの、附表第四に適合する軟銅同心より線であって断面積が22mm²以上のもの又は附表第五に				(新設)	(新設)

			適合する硬銅同心より線であつて断面積が8mm ² 以上のもの
		その他のポリエチレン絶縁電線	附表第八に適合する軟銅集合より線であつて、断面積が0.75mm ² 以上のもの
	ふっ素樹脂絶縁電線	600Vふっ素樹脂絶縁電線	(略)
		その他のふっ素樹脂絶縁電線	(略)

b (略)

(ロ) 絶縁体は、次に適合すること。

a 絶縁物は、次の表に掲げるものであること。

絶縁電線の種類		絶縁物
ゴム絶縁電線	600Vゴム絶縁電線	(略)
	その他のゴム絶縁電線	(略)
合成樹脂絶縁電線		ビニル混合物、ポリエチレン混合物(引込用ポリエチレン絶縁電線にあつては、耐燃性ポリエチレン混合物に限る。)又はふっ素樹脂混合物

		その他のポリエチレン絶縁電線	附表第八に適合する軟銅集合より線であつて、断面積が0.75mm ² 以上のもの
	ふっ素樹脂絶縁電線	600Vふっ素樹脂絶縁電線	(略)
		その他のふっ素樹脂絶縁電線	(略)

b (略)

(ロ) 絶縁体は、次に適合すること。

a 絶縁物は、次の表に掲げるものであること。

絶縁電線の種類		絶縁物
ゴム絶縁電線	600Vゴム絶縁電線	(略)
	その他のゴム絶縁電線	(略)
合成樹脂絶縁電線		ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はふっ素樹脂混合物

b (略) (ハ)・(ニ) (略) (ホ) 引込用ビニル絶縁電線又は引込用ポリエチレン絶縁電線にあつては、次に適合すること。 a・b (略) c 巻付け形のもの(引込用ポリエチレン絶縁電線を除く。)にあつては、硬アルミ単線若しくは硬アルミ同心より線を使用した1本又は2本の線心をその外径の約60倍のピッチで、1本の鋼心アルミ同心より線を使用した線心の周りに巻き付けたものであること。 ロ～ヘ (略) ト 絶縁体に使用する絶縁物の性質 (イ)～(ヘ) (略) (ト) 耐燃性 a (略) b ビニル絶縁電線(屋外用ビニル絶縁電線及び引込用ビニル絶縁電線を除く。)、耐燃性ポリエチレン絶縁電線、<u>耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線又は引込用ポリエチレン絶縁電線</u>にあつては、附表第二十一2の試験を行ったとき、これに適合すること。 (チ) (略) チ (略) (3)～(9) (略) 2 (略)	b (略) (ハ)・(ニ) (略) (ホ) 引込用ビニル絶縁電線にあつては、次に適合すること。 a・b (略) c 巻付け形のものにあつては、硬アルミ単線若しくは硬アルミ同心より線を使用した1本又は2本の線心をその外径の約60倍のピッチで、1本の鋼心アルミ同心より線を使用した線心の周りに巻き付けたものであること。 ロ～ヘ (略) ト 絶縁体に使用する絶縁物の性質 (イ)～(ヘ) (略) (ト) 耐燃性 a (略) b ビニル絶縁電線(屋外用ビニル絶縁電線及び引込用ビニル絶縁電線を除く。)、耐燃性ポリエチレン絶縁電線又は<u>耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線</u>にあつては、附表第二十一2の試験を行ったとき、これに適合すること。 (チ) (略) チ (略) (3)～(9) (略) 2 (略)
--	--

附表第一 (略)

附表第二 硬銅線 (単線)

直径 (mm)	20℃における電気抵抗 (Ω/km)				引張強さ (MPa)	
	めっきを施していない もの		めっきを施してある もの			
	単心又は 平形のも のに使用 する単線	引込用ビ ニル絶縁 電線又は 引込用ポ リエチレ ン絶縁電 線のより 合わせ形 のものに 使用する 単線	単心又は 平形のも のに使用 する単線	引込用ビ ニル絶縁 電線又は 引込用ポ リエチレ ン絶縁電 線のより 合わせ形 のものに 使用する 単線		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(備考)

1 括弧内の数値は、引込用ビニル絶縁電線又は引込用ポリエチレン絶縁電線に適用する。

2～4 (略)

附表第三 (略)

附表第一 (略)

附表第二 硬銅線 (単線)

直径 (mm)	20℃における電気抵抗 (Ω/km)				引張強さ (MPa)	
	めっきを施していない もの		めっきを施してある もの			
	単心又は 平形のも のに使用 する単線	引込用ビ ニル絶縁 電線のよ り合わせ 形のもの に使用す る単線	単心又は 平形のも のに使用 する単線	引込用ビ ニル絶縁 電線のよ り合わせ 形のもの に使用す る単線		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(備考)

1 括弧内の数値は、引込用ビニル絶縁電線に適用する。

2～4 (略)

附表第三 (略)

附表第四 軟銅同心より線

- 1 非圧縮より線にあつては、軟銅線をより合わせ、表 1 に適合すること。

表 1 (略)

(備考)

- 1 括弧内の数値は、より合わせ形の引込用ビニル絶縁電線又は引込用ポリエチレン絶縁電線に適用する。
- 2・3 (略)
- 2 (略)

附表第五 硬銅同心より線

- 1 非圧縮より線にあつては、硬銅線をより合わせ、表 1 に適合すること。

表 1 (略)

(備考)

- 1 括弧内の数値は、より合わせ形の引込用ビニル絶縁電線又は引込用ポリエチレン絶縁電線に適用する。
- 2・3 (略)
- 2 (略)

附表第六～附表第二十七 (略)

【配線器具の遠隔操作】

別表第四 配線器具

附表第四 軟銅同心より線

- 1 非圧縮より線にあつては、軟銅線をより合わせ、表 1 に適合すること。

表 1 (略)

(備考)

- 1 括弧内の数値は、より合わせ形の引込用ビニル絶縁電線に適用する。
- 2・3 (略)
- 2 (略)

附表第五 硬銅同心より線

- 1 非圧縮より線にあつては、硬銅線をより合わせ、表 1 に適合すること。

表 1 (略)

(備考)

- 1 括弧内の数値は、より合わせ形の引込用ビニル絶縁電線に適用する。
- 2・3 (略)
- 2 (略)

附表第六～附表第二十七 (略)

【配線器具の遠隔操作】

別表第四 配線器具

1 共通の事項 (1) (略) (2) 構造 イ (略) ロ 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によっては、電源回路の閉路を行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。 (イ) (略) (ロ) 「危険が生ずるおそれのないもの」とは、<u>次の a 又は b のいずれかのものをいう。</u> <u>a</u> 音声を利用した遠隔操作機構を有する屋内用の接続器であつて、遠隔操作により閉路できる容量が300W以下でその旨の表示が器体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示してあり、かつ、接続できるものとして、次に掲げる全部又は一部の電気用品に限定する旨を器体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示してあること。 (a) 電気スタンド (b) 家庭用つり下げ型蛍光灯器具 (c) ハンドランプ (d) 白熱電灯器具 (e) 放電灯器具 <u>(f) エル・イー・ディー・電灯器具</u> <u>(g) 庭園灯器具</u>	1 共通の事項 (1) (略) (2) 構造 イ (略) ロ 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によっては、電源回路の閉路を行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。 (イ) (略) (ロ) 「危険が生ずるおそれのないもの」とは、音声を利用した遠隔操作機構を有する屋内用の接続器であつて、<u>次に適合するものをいう。</u> <u>a</u> 遠隔操作により閉路できる容量が300W以下であつて、その旨の表示が器体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示してあること。 <u>b</u> 接続できるものとして、次に掲げる全部又は一部の電気用品に限定する旨を器体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示してあること。 (a) 電気スタンド (b) 家庭用つり下げ型蛍光灯器具 (c) ハンドランプ (d) 白熱電灯器具 (e) 放電灯器具 (新設) <u>(f) 庭園灯器具</u>
--	---

<u>(h) 装飾用電灯器具</u> <u>(i) テレビジョン受信機</u> <u>(j) ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、その他の音響機器</u> <u>(k) 電灯付家具</u> <u>b 通信回線（（イ）に掲げるものを除く。）を利用した遠隔操作機構を有する配線器具であって、次の全てに適合するもの。</u> <u>（a）配線器具は、接続できるものとして、遠隔操作に伴う危険源がない又はリスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がない負荷機器に限定されているものであること。</u> <u>（b）通信回線が故障等により途絶しても遠隔操作される配線器具及び負荷機器が安全状態を維持し、通信回線に復旧の見込みがない場合は遠隔操作される配線器具の安全機能により安全な状態が確保できること。ただし、接続できるものとして、連続通電可能な負荷機器に限定している場合はこの限りでない。</u> <u>（c）負荷機器の近くにいる人の危険を回避するため、次に掲げる対策を配線器具に講じていること。</u> <u>i 手元操作が最優先されること</u> <u>ii 負荷機器の近くにいる人により、容易に通信回線の切り離しができること</u> <u>（d）遠隔操作による動作が確実に行われるよう、次に掲げるいずれかの対策を配線器具に講じること。</u>	<u>(g) 装飾用電灯器具</u> <u>(h) テレビジョン受信機</u> <u>(i) ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、その他の音響機器</u> <u>(j) 電灯付家具</u> (新設)
---	--

<u>i 操作結果のフィードバック確認ができること</u> <u>ii 動作保証試験の実施及び使用者への注意喚起の取扱説明書等への記載</u> <u>(e) 通信回線（（イ）に掲げるもの及び公衆回線を除く。）において、次の対策を遠隔操作される配線器具に講じていること。</u> <u>i 操作機器の識別管理</u> <u>ii 外乱に対する誤動作防止</u> <u>iii 通信回線接続時の再接続（常時ペアリングが必要な通信方式に限る）</u> <u>(f) 通信回線のうち、公衆回線を利用するものにあつては、回線の一時的途絶や故障等により安全性に影響を与えない対策が配線器具に講じられていること。</u> <u>(g) 同時に外部の2箇所以上から負荷機器の近くにいる人に危険が生ずるおそれのある相反する遠隔操作を受けつけない対策を配線器具に講じること。</u> <u>(h) 配線器具は、適切な誤操作防止対策を講じること。</u> <u>(i) 配線器具は、出荷状態において、遠隔操作機能を無効にすること。</u> ハ～ヤ （略） (3) ～ (5) （略） 2 （略） 【プラグのトラッキング対策】 3 開閉器（ミシン用コントローラーを除く。）および電磁開閉器操作	ハ～ヤ （略） (3) ～ (5) （略） 2 （略） 【プラグのトラッキング対策】 3 開閉器（ミシン用コントローラーを除く。）および電磁開閉器操作
--	---

用スイッチ（以下別表第四において「開閉器等」という。） (1) 構造 イ〜ル （略） ヲ 漏電遮断器にあつては、次に適合すること。 (イ) 〜 (ニ) （略） <u>(ホ) 本体に栓刃を有し、電源に直接接続するものにあつては、次に適合すること。</u> <u>a コンセントとの突き合わせ面に接する漏電遮断器の外表面であつて、その栓刃（接地極を除く。）に直接接する絶縁材料にあつては、JIS C 2134(2007)に規定するPTIが250以上であること。</u> <u>b 栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料にあつては、JIS C 60695-2-11(2004)又はJIS C 60695-2-12(2013)に規定する試験を試験温度750℃で行ったとき、これに適合するものであること。ただし、JIS C 60695-2-13(2013)に従ったグローワイヤ着火温度が775℃レベル以上の材料は、この限りでない。</u> (2) ・ (3) （略） 4 ・ 5 （略） 6 接続器（ライティングダクトを除く。） (1) 構造 イ〜チ （略） リ 延長コードセットにあつては、次に適合すること。 (イ) 〜 (ハ) （略） (ニ) 電線と一体成型された差込みプラグにあつては、主絶縁材料は	用スイッチ（以下別表第四において「開閉器等」という。） (1) 構造 イ〜ル （略） ヲ 漏電遮断器にあつては、次に適合すること。 (イ) 〜 (ニ) （略） (新設) (2) ・ (3) （略） 4 ・ 5 （略） 6 接続器（ライティングダクトを除く。） (1) 構造 イ〜チ （略） リ 延長コードセットにあつては、次に適合すること。 (イ) 〜 (ハ) （略） (ニ) 電線と一体成型された差込みプラグにあつては、主絶縁材料は
---	---

次に適合すること。

a (略)

b 栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料にあっては、JIS C 60695-2-11(2004)「耐火性試験—電気・電子—最終製品に対するグローワイヤ燃焼性試験方法」又はJIS C 60695-2-12(2013)「耐火性試験—電気・電子—第2-12部：グローワイヤ／ホットワイヤ試験方法—材料に対するグローワイヤ燃焼性指数 (GWFI)」に規定する試験を試験温度850℃で行ったとき、これに適合するものであること。ただし、JIS C 60695-2-13(2013)「耐火性試験—電気・電子—第2-13部：グローワイヤ／ホットワイヤ試験方法—材料に対するグローワイヤ着火温度指数 (GWIT)」に規定するグローワイヤ着火温度が875℃レベル以上の材料は、この限りでない。

c (略)

(ホ)・(ヘ) (略)

ヌ 標準型（ニ（ホ）の表1に示すもの。）の差込みプラグ（ゴムプラグは除く。）及び本体に栓刃を有するマルチタップ（ニ（ホ）の表3に示すもの。）にあっては、次に適合すること。

（イ）コンセントとの突き合わせ面に接するプラグ及びマルチタップの外表面であって、その栓刃（接地極を除く。）に直接接する絶縁材料にあっては、JIS C 2134(2007)に規定するPTIが400以上であること。

（ロ）栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料にあっては、JIS C 60695-2-11(2004)又はJIS C 60695-2-12(2013)に規定する試験を試験温度750℃で行ったとき、これに適合するものであること。

次に適合すること。

a (略)

b 栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料にあっては、JIS C 60695-2-11(2004)「耐火性試験—電気・電子—最終製品に対するグローワイヤ燃焼性試験方法」又はJIS C 60695-2-12(2004)「耐火性試験—電気・電子—材料に対するグローワイヤ燃焼性試験方法」に規定する試験を温度850℃で行ったとき、これに適合するものであること。ただし、JIS C 60695-2-13(2004)「耐火性試験—電気・電子—材料に対するグローワイヤ着火性試験方法」に規定するグローワイヤ着火温度が875℃レベル以上の材料は、この限りでない。

c (略)

(ホ)・(ヘ) (略)

(新設)

<u>ただし、JIS C 60695-2-13(2013)に従ったグローワイヤ着火温度が775℃レベル以上の材料は、この限りでない。</u> (2)・(3) (略) 7 (略) 附表第一～附表第七 (略) 別表第八 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号） 別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機 1 共通の事項 (1) (略) (2) 構造 イ～コ (略) エ 外部との接続機構を有するものにあつては、次に適合すること。 (イ)・(ロ) (略) <u>(ハ) 本体に栓刃を有し、電源に直接接続するもの（いわゆるダイレクタプラグイン機器）にあつては、次に適合すること。</u> <u>a コンセントとの突き合わせ面に接する機器の外表面であつて、その栓刃（接地極を除く。）に直接接する絶縁材料にあつては、JIS C 2134(2007)に規定するPTIが100以上であること。</u> <u>b 栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料にあつては、JIS C 60695-2-11(2004)又はJIS C 60695-2-12(2013)に規定する試験を試験温度750℃で行ったとき、これに適合するもの</u>	(2)・(3) (略) 7 (略) 附表第一～附表第七 (略) 別表第八 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号） 別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機 1 共通の事項 (1) (略) (2) 構造 イ～コ (略) エ 外部との接続機構を有するものにあつては、次に適合すること。 (イ)・(ロ) (略) (新設)
--	--

<u>であること。ただし、JIS C 60695-2-13(2013)に従ったグローワイヤ着火温度が775℃レベル以上の材料は、この限りでない。</u> テ～イイ (略) (3) ～ (12) (略) 2 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具 (1) ～ (49) (略) (50) 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵用のショーケースおよび冷凍用のショーケース イ 構造 (イ) ～ (リ) (略) (ヌ) 電気冷蔵庫又は電気冷凍庫であって、電源に直接接続する差込みプラグにあつては、次に適合すること。 a (略) b 栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料にあつては、JIS C 60695-2-11(2004)又はJIS C 60695-2-12(2013)に規定する試験を試験温度750℃で行ったとき、これに適合するものであること。ただし、JIS C 60695-2-13(2013)に従ったグローワイヤ着火温度が775℃レベル以上の材料は、この限りでない。 (ル) ・ (ヲ) (略) ロ～ホ (略) (50の2) ～ (108) (略)	テ～イイ (略) (3) ～ (12) (略) 2 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具 (1) ～ (49) (略) (50) 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵用のショーケースおよび冷凍用のショーケース イ 構造 (イ) ～ (リ) (略) (ヌ) 電気冷蔵庫又は電気冷凍庫であって、電源に直接接続する差込みプラグにあつては、次に適合すること。 a (略) b 栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料にあつては、JIS C 60695-2-11(2004)又はJIS C 60695-2-12(2004)に規定する試験を試験温度750℃で行ったとき、これに適合するものであること。ただし、JIS C 60695-2-13(2004)に従ったグローワイヤ着火温度が775℃レベル以上の材料は、この限りでない。 (ル) ・ (ヲ) (略) ロ～ホ (略) (50の2) ～ (108) (略)
---	---

3 (略) 附表第一～附表第十 (略)	3 (略) 附表第一～附表第十 (略)
-----------------------------------	-----------------------------------